

# 北海道公害防止条例施行規則改正（案）の概要

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

## 1 改正の背景

環境省では有識者らにより構成される検討会を設置し、コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討を進めた。その結果、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当との方向性が示された。

これを受けて、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）及び振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）が改正され（令和4年12月1日施行）、騒音・振動の大きさが一定以下のコンプレッサー（特定の要件に合致したもののみ）が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）による規制の対象外とされた。

道では、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）により、法規制対象外の一定の施設について、届出義務等の規制をしているが、この政令改正に鑑み、騒音・振動の大きさが一定以下のコンプレッサー（特定要件に合致したもののみ）について、法と同様に、北海道公害防止条例の対象外とすることとするため、北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）を改正する。

## 2 改正の概要

北海道公害防止条例施行規則別表第4及び別表第5に定める空気圧縮機及び圧縮機（コンプレッサー）の規制対象要件を次のとおり改正する。

- (1) 北海道公害防止条例施行規則別表第4に定める空気圧縮機（コンプレッサー）について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを規制対象外とする。

(改正前) 空気圧縮機及び送風機 ↓ (改正後) 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）及び送風機
--

- (2) 北海道公害防止条例施行規則別表第5に定める圧縮機（コンプレッサー）について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして知事が指定するものを規制対象外とする。

(改正前) 圧縮機 ↓ (改正後) 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）
--